

# 東洋史研究

第十六卷 第四號 昭和三十三年三月發行

## 清代の胥吏と幕友

——特に雍正朝を中心として——

宮 崎 市 定

### 一 清初の胥吏

胥吏なるものは中國近世史上に見られる特異なる存在である。尤も胥吏の起原は甚だ古く、既に南朝梁の頃から胥吏なる語が記録に現われるが、それが近世の獨裁君主政治の下に完成された官僚制度に附隨して、いよいよ顯著な發達を遂げたのである。過去において同種のもの存在を経験しなかつた我々日本人には、胥吏なるものの概念が掴みにくい、それは一口で言えば官廳における事務請負人とも稱すべき者である。清代の制度で言えば、中央及び地方の官廳は、官員と胥吏と衙役と、三種の勤務員によつて構成される。官員は政府によつて任命された高等官であり、衙役は官廳に附屬した賤民的な雜役夫であるが、胥吏はその中間にある事務員である。官員と衙役とは僅かながら俸給を貰い、但し官員の場合には俸祿と稱し、衙役の場合には工食と稱する。官廳の勤務員が俸給を受けるのは當然な話だが、不思議なことに、胥吏はさまざま定額の俸給を貰わない。胥吏なるものの特異なる性質は實にこの點から出發しているのである。

胥吏が俸給を受けないのは、胥吏なるものが原來は役法から出ているのが一つの原因である。役法とは人民が政府の爲

に代る代る無料の勞役奉仕をなすべきことを定めた法律である。ところが既に胥吏は人民が交代に服する勞役でなくなり、職業化した專従員となつた後でも、依然として、それが役だという理由を楯にとつて政府は俸給を與えない。但し胥吏は別の方法で自己の生活の資を稼いでいる。それは彼等が接觸する人民から手數料を徴収することである。この状態は恰も現今の日本における代書人のような立場である。日本の代書人は官廳の門前に自己の店を張つて、依頼者から手數料を取つて、官廳に提出するための書類を作成するが、もしこの代書人が官廳の内部に一室を與えられ、官廳に用のある人民は凡てこの室を通じなければ上へ取りつがれないという獨占權を與えられたならば、それは丁度、中國の胥吏のようなものが出來上る筈である。

一官廳における胥吏の數は極めて多く、地方末端の縣における場合、普通には二、三百人、多ければ千人にも上る。<sup>(1)</sup>それが幾つかの房(または案)に分れ、各房に責任者があつて、縣の場合にはこれを典吏と稱するのが正しいが、こういう胥吏頭は一般に經承とよばれている。<sup>(2)</sup>經承は本來は中央政府の各官廳の胥吏頭の名稱であり、中央政府の中でも内閣と翰林院とでは供事と稱し、地方官廳では總督、巡撫、學政の場合に書吏と稱し、司道府州縣では通じて典吏と稱し、更に下級の雜職の衙門では攢典と稱するのが正式の名である。

これらの胥吏頭だけが法制上に認められた胥吏であつて定員があり、その數は嘉慶、光緒の會典事例にも載せられている。その他の胥吏は言わば胥吏頭が私的に雇入れた胥吏見習いに過ぎず、貼寫とか、幫役とか稱せられて居り、また其中で幾層かの階級に分れている。<sup>(3)</sup>彼等は徒弟制度で胥吏頭に養育され、使役され、胥吏頭は上官から事務を請け負わされると共に事務を獨占し、事務室を使用し、手數料を徴収する權利を與えられ、その手數料を以て自己の生活費及び徒弟の養育・雇傭費に當っているわけである。

そこで胥吏頭たる經承の地位は、言わばギルド組織における親方のそれである。彼等は官廳の一部局を請負つた親方であり、數十人の徒弟を有し、事務に必要な書類を私物として占有している。上官は胥吏頭を監督する責任があるが、既に

請負い制度である以上、胥吏頭が徒弟に關して、どんな人事を行おうと干渉できない立場にある。その徒弟の中には當然親方たる經承の肉親の子弟が含まれているので、引退する時にはその地位を子弟に譲渡しようとする。ここに胥吏の地位の世襲化が成立したので、この傾向は早く宋代に現われ、南宋の政論家、葉水心が「官に封建なく、吏に封建あり」と言つたのは有名な言葉である。

胥吏の地位が世襲化すると、次に起つたのは、その地位の買賣である。これを缺底の買賣と稱し、胥吏頭が其の地位を子弟に傳えずに他人に譲渡する時は、恰も日本における株權の如く、多額の權利金を要求するのである。但しこの際、全々その權利を譲渡するのではなく、若干年の期限を限つて使用を許すことがあり、根本の權利は代々その家に確保することがある。この様に一家に傳えられた株權を世缺と稱し、その所有者を缺主と稱する。世缺とか缺主とかの名は、雍正元年の上諭を始め、雍正硃批諭旨の各所に散見しているので、少くも清初には既に普遍的に行われていたことで、その成立は恐らく明代のことであろうと思われる。

胥吏頭が上官から正式に認承されることを著役とか、參役とか、承充とか呼び、清初には制度上、援納と召募という方法が交互に用いられていた。援納とは恐らく「援例捐納」の意味であり、金で自己の欲する地位を買うことであるが、實際には政府に若干の相續税を納めて、胥吏頭の交代を認めて貰うことであり、國初の順治年間はこの制によつていた。<sup>4)</sup>然るに康熙二年に援納を改めて召募の制を用いることになつたが、これは希望者を募つて試験の上で採用することである。ところがこの召募の制は、もしこれが嚴正に實施されると、既成の胥吏階級にとつて重大な脅威である。そこで康熙六年になつて、召募の但し書きに、或いは貼寫内より遴選する、という一句をつけ加えた。何のことはない。胥吏の徒弟が親方の地位を相續することを公認したことになるのである。

中國近世の制度では官員は夫々任期が定まつて居り、同一地位に長く留つてゐることを許されない。然るに胥吏は徒弟時代から長く同一の官廳に勤務するので、官廳の實權は次第に胥吏の手に握られて了うことになる。甚しい場合には、胥

吏が上官に對してストライキ、散堂を行うことがある。雍正年間にも容城縣の知縣李鍾俔なる者が吏役を懲らすこと過嚴なりしたため、六房の書吏及び三班衙役が俱に各々散去したことがあり、また名宦藍鼎元も潮陽縣において胥吏衙役の散堂に遇いかけてゐる(硃・宜兆熊、六年IV16、鹿洲公案卷上五營兵食)。(硃は雍正硃批諭旨。IV16は四月十六日。以下之に倣う)

また胥吏は表面的には責任の軽い地位であり、それが強大な實權を持つと、つい不正汚職が発生し易いので、いくらでもその弊害を除くために、胥吏頭たる經承の任期を定めて、新人と交代させる政策がとられた。即ち順治十四年に各所衙門の胥吏頭の任期は五年と定められ、重任することができぬと禁止され、以後長くこの制度が表面的には實施勵行されていた。その代りに任期を勤め上げた役滿の胥吏は吏部に赴いて試験の上で下級の官員に取立てて貰うことができる。これを考授職銜、略して考職という。實際には試験を受ける代りに捐納、即ち買官が特別に認められて居り、金のない者だけが試験を受けたといふ。<sup>15)</sup>

然るに役滿の胥吏が吏部に赴いて試験を受けて官員たる資格を與えられても容易に實職にはつけて貰えず、空しく本籍地で待機して居なくてはならず、または實職についてもその地位は甚だ低く、且つ収入も少いので、彼等は出來うる限り胥吏の地位に留まらんことを欲する。そこで或いは上官との馴合いの下に、姓名を變えて居据わつたり、或いは他の衙門に潜りこんだりする弊害が跡をたたず、これに對して政府が時々嚴重な取締りの命令を出しても一向に利き目はなかつたようである。

武職の衙門では胥吏の存在が認められないが、俸餉の支給や、弁兵の名簿の作成などに實際に胥吏的なものが必要なので、兵卒の名義で胥吏を使用し、これに兵卒の糧餉を與えて、これを稿房人、書識、又は字識と稱した。<sup>16)</sup>この外にも匠役、厨夫、頭目などが兵卒名義で使用されていた。頭目はまた官頭、管頭など稱せられ、内務班長の如きものであるらしい。

武職衙門の胥吏は専ら兵卒給料の頭をはねたり密賣買者に陋規を需索する位で、一般民政上には大した害をなさなかつた。胥吏と極めて相似たる性質を有するのは里役であり、里書、漕書、總書などの名あり、平常は里居し、租稅徵收の際の

手傳人であり、同時にボスでもあり、民政に大害をなした者であるが、常勤の胥吏とはまた違つた面も多いので、ここには論及せぬことにする。

## 二 胥吏取締り法

胥吏頭に對する役滿退役の法は、中央政府が定めた歴とした法規であるが、この外に、既に存在する胥吏群を是認した上で、彼等に對して、餘り大きな惡事を犯させないような諸種の對策が、既に清初から實際の面において施行されていた。そしてそれらは別に中央で定めた法規ではないが、併し或程度まで普遍的に、併しまた地方の實情に照して可なり  
の伸縮性を持たせながら、一種の習慣法として實施されていたようである。

その第一は換班の制度である。これは胥吏群を二班に分ち、三ヶ月、四ヶ月、或いは六ヶ月で全部を入れ換えて交代せしめる仕掛けである。蓋し胥吏は同一人が同一の席を長く占めていると不正を行つても容易に外部からは察知されないが、人員が一季、半年毎に交代するとその際に帳簿や現金の間違ひが発見される筈だからである。二つの班に、或いは頭班・二班と名づけ、或いは上班・下班と名づける。交代して職務につくことを該班、または上班とも言い、退出することを下班と言う。勤務中の班を内班と稱し、休職中の班を外班と稱する。

換班は主として地方上級の衙門に行われる制度であるが、時には例外もある。雍正年間に鄂爾泰が雲貴廣西三省の總督に任ぜられたが、雲南府における彼の總督衙門は三部に分たれて夫々の省の事務を分擔したが、地元の雲南省の滇吏は三ヶ月で、隣の貴州省から來た黔吏は六ヶ月で換班した。然るに廣西から呼びよせられた粵吏は換班しなかつた。多數の胥吏とその家族を雲南省へ留めておくとしても、換班のたびに雲南・廣西間を往復させるにしても不經濟だつたからである。この廣西の場合を例外とし、他の殆んど凡ての省では、總督・巡撫・布政司・按察司の四衙門には換班が行われていた。更に田文鏡の言う所によれば、河南省では道・府の衙門まで率ね上・下班に分れて換班したが、更に下つて州・縣衙

門になると換班のことがなかつたと言う(硃・田文鏡、七年IX 21)。

換班と平行して行われた第二の胥吏對策は、封鎖衙門の制度である。封鎖とは官廳の門を閉じて内外の往來を禁止することで、科擧の鄉會試の際などに特に嚴重に實施されるが、地方では總督・巡撫・按察司の三衙門が恐らく清初から封鎖衙門となつていた。然るに雍正七年七月頃、御史高山が奏して、布政司(藩司)の衙門も亦、按察司(臬司)と同様に封鎖すべきを言い、地方督撫もこれに同意して、兩院兩司の四衙門は凡て封鎖衙門に指定された。但し封鎖と言つても、署内には數百人の胥吏が泊りこんでいるので、一日に二回、早朝と夕刻には門を開いて、食物や飲料水を運びこませる。この時は嚴重な監視つきで、物資の搬入が行われること勿論である。

封鎖衙門の制度は、主として訴訟關係の個人が胥吏に賄賂を送つて運動することを防ぐ趣旨から出ている。つまり胥吏を衙門の中へ閉じこめて外部との連絡を絶ち、公平に白紙の立場で法律の適用を行わせようというのが規いであるが、但しこんなこととどこまで實際に弊害を防ぎ得たかは疑問である。食物の調達は休職中の外班胥吏が引受けているので、搬入の際に細字の密書を送りこむなどは、いと容易なことだからである。併し外部の者が大びらに署内に出入するのに比べれば、この制度があつた方が、まだまだであつたであろう。またそういう効果が一般に認識されていたればこそ、租税の收入を掌る財政機關たる藩司衙門にも封鎖の制度が推し及ぼされることになつたのであろう。

### 三 幕友と門生と家人

換班と封鎖は多分に習慣的な性質を有しながらも、兎も角、一つの制度として存在するものであるが、この外に全く便宜的な手段として發達した慣例が存在した。それは官廳の長官が全く私的な個人に委嘱して胥吏と共に仕事をさせ、同時に胥吏を監視させるやり方である。そしてその私的な個人はまた三種類に分つことができる。第一は幕友であり、第二は門生であり、第三は家丁である。

幕友なるものは官廳の長官が全く個人的に雇い入れた政治上の顧問、乃至は秘書官であり、また幕賓、幕客、内幕などと呼ばれる。その就職を就館と言ひ、長官から與えられる謝金を幕脩、硯租、館租などと稱し、その職業をまた備書などと呼ぶ。館は門館であり、脩は束脩であるから、幕友はもと門館先生、即ち家庭教師から發達したものであろう。何れにせよ彼等は知識階級であり、生員などが進士になる爲には更に數回の試験を受けねばならぬので、主に經濟的な理由から方向を變えて幕友になる者が多い。これを絶意進取と言う。時には幕友を長く勤めた後に再び科擧に志して遂に進士となる者もある。乾隆時代に名幕として聞えた汪輝祖の如きがその例である。

雍正帝は雍正元年三月乙酉、吏部に下した上諭の中で

各省督撫衙門は事繁くして一手一足の能く辨ずる所にあらず。勢い必ず幕賓を延請して相援く。ただ幕賓は賢否等しからず(實錄・東華錄)。

と言つて幕友の人物選擇に慎重を期すべきことを要求している。事實雍正時代に入つてから幕友の地位が急激に上昇したが、これには雍正帝の奏摺政治が與つて大いに力がある。地方の大吏が雍正帝に對して個人的に上る秘密文書たる奏摺は、本人が親書して他人には絶對に知らせてはならぬのが原則であるが、著しく秘密でないものは他人に代書させても構わぬと雍正帝自身が承認を與えている。だがこの奏摺は雍正帝がこれを見てその人物を評價するに役立つので、言わば一種の試験答案とも稱すべきものであつたから、各大吏は頭腦を絞つて奏摺を書き、また幕友の智慧を借りたことも公然の秘密であつた。河東總督田文鏡や浙江總督李衛が雍正帝から異常な信任を蒙つたのは、田文鏡には烏思道、李衛には魯錦という敏腕な幕友が抱えられていたからだというのが當時の専らの評判であり、時には傳説的な伏話さえ物語られている。

汪輝祖の佐治藥言によると、州縣官の幕友の仕事には、刑名・錢穀・書啓・掛號・徵比の五種があり、劇地では十餘人を要し、簡地では二、三人で兼擔するが、刑名・錢穀の二名は是非必要であつたと言う。要するに上官は官廳内部に根を下した胥吏の土着勢力に取圍まれていたので、彼等に欺かれぬために、心腹の幕友の助言を必要とするのである。

州縣官以上の大吏の場合、幕友が上官を直接に輔佐する方法の一つに擬批と云うことがある。これは大吏ともなると、その仕事は州縣官のように直接に人民に接することなく、州縣官の上に立つて間接に支配を行うことになる。そこで下級官廳から種々の報告や伺書を受けて、これに返答せねばならぬ。この返答や指圖が批であるが、上官が批を行う前に、幕友が下見をして批の原案を作成するので、これを擬批と云う。この關係は恰も天子が萬機について旨を下す前に内閣大學士が天子に代つて原案を立て、擬旨を行ふのとよく似ている。幕友の上官に對する位置は、内閣大學士の天子に對する位置に彷彿する。そして明代に内閣が實權を握つたのは、三楊が天子の師傅であつた所から來ているように、幕友も原來は門館先生であつたであらうといふことは前に述べたが、事實幕友は上官から先生扱いを受けていた。先にも引用した汪輝祖の佐治藥言には乾隆初年頃の狀態を述べて

先きに我れ年二十二・三にして幕學を習うや、その時、刑名・錢穀を司る者、儼然として賓師を以て自ら處る。と言ひ、同書は開卷に、盡心の章あり、次に盡言とあり、次に不合則去とあり、宛然孟子を讀むよくな氣がする。

中國には古來、官員の心得を記した官箴の書があり、元以來、胥吏の學が起りかけて、吏學と稱せられたが、清に入つて雍正以來、幕友が重んぜられたので、此に幕學なる語が生じた。この幕學は單なる空名でなく、實體を具えたものであり、要は如何にして上官を輔け胥吏を導いて公正なる政治を行うやにある。汪輝祖の如きは、「幕遊幾んど三十年、冤獄を平反すること、勝げて數うべからず」と稱せられ、その著、佐治藥言、學治臆說などの諸書は、一時卿大夫が奉じて圭臬となし、家ごとに一編を置くに近し、という有様であつた(梁恭辰・勸戒錄選卷三廉明)。

幕友は上官の全く個人的な顧問であるから、これに對する謝金は上官の私費から支出さるべきであつた。雍正帝が官員に養廉銀を支給することとした後も、この謝金は必ず養廉銀中より支給されることになつていた。江西布政使の常德壽は狹義の養廉として、自己家族等の日用薪水費に三・二千兩を使用したのに對し、幕賓の束脩として千五百兩を支出したと言うが、これは相當な比重を占めていゝと言わなければならぬ。尤もこれは數人の幕友に分配されるので、一人當りは

數百金にしか當らなかつたであらう。汪輝祖によると當時の門館先生は一年の謝金が數十金であり、幕友となると之に數倍、或いは十數倍したと言う。彼自身は最初の頃は一年に百金を受け、その中の六・七十金は故郷の家族へ支送りをしたとある(硃・常德壽三年IV 3、佐治藥言)。

幕友の存在する主たる目的は胥吏に對する監督にあり、されば胥吏が悪事を行うには先ず幕友を抱きこまなければならなかつた。正に

胥吏の舞弊するは、必ずや幕客の勾通を恃む(硃・馬紀勳、七年III 22)。

とある通りである。所で胥吏は概ね本地の出身なので、もし幕客も本地の人だと勢い勾通し易くなる虞れがある。そこで雍正三年二月頃、禮臣の三泰なる者が上奏して、幕賓は本省の人を延請すべからずという禁令を發せんと請うて許されて(硃・甘國奎、三年III 3)。所で表面上は問題にならなかつたが、一つの注意すべき傾向は、中央政府六部の胥吏が地方大吏の幕友

に用いられることが流行した事實である。李衛の幕友魯錦はもと刑部辦稿の貼寫であつたし、浙江提督萬際瑞の幕友、朱姓、徐姓の二人は犯罪の部辦であり、浙江提督萬際瑞の幕賓朱臣侯なる者は兵部將材料の管福建の書辦缺主であつたなどの例がある。これは何れも地方大吏が中央政府と密接に連絡をとる必要から生じたもので、現今の日本で中央本省の事務官が地方へ貰われて行くようなものであつたであらう(硃批諭旨・李衛、四年III 15、慶、坤八年III 4、李衛、八年II 25)。

更に硃批諭旨を検して得た二三の例からの想像だけでも、幕友には紹興出身人が多かつたと言う印象を受ける。先の李衛の幕客魯錦が既に紹興人であり、福建巡撫の趙國麟の幕友は紹興府山陰縣の生員であり、田文鏡の幕友烏思道と浙江巡撫の甘國奎の幕友某は浙江人とのみあるが恐らく紹興ではなかつたかと思われる(硃・蔡仕彤、七年VII 25、趙國麟、八年IX 6、田文鏡、四年IV 27、甘國奎、三年III 3)。

紹興人は胥吏として北京に出て中央政府に食いこみ、特に戸部十三司は皆紹興人に占められたと言うが、恐らく戸部と連絡をとるため、地方大吏は少くも一人の紹興人を幕友にもつ必要があつたのではあるまいかと考えられる。

幕友と相似たものに門生がある。これは地方の相當程度の智識階級が、自ら進んで上官に近附きを求め、有利な職務の

委任にありつこうとするもので、この際には多額の贄禮を送つて門生の列に加えて貰うのである。その相場は一例を挙げると、揚州知府李繼椿が監生の旋元乾なる者を門生にした時は一千二百兩、ついで貢生の項立高を門生に収めた時は一千六百兩を受取つている。拜門生の習慣は特に揚州附近において盛んであつたようで、これは鹽商の存在と關係あるらしく思われる(硃・尹繼善、七)。  
(年IX 6、X 13)。

門生はやはり胥吏を監督するために、税關の分所などに派遣されて拔荷の取締りをした。前出揚州知府の李繼椿の門人苗相功が鎮に派遣されて門口を把守し、私貨を盤查せしめられたのはその例である。門生はまた幕友に代つて奏摺の作成に當つたこともあるらしく、雍正帝は程元章に與えた硃批の中で、幕賓門客に頼んで聞文を綴輯し、濫りに瀆奏を行つてはならぬ、と申し渡している(硃・程元章)。  
(無年月)。

要するに門生は幕友と、次に述べる家丁との中間にある存在で、時には幕友のような仕事を、時には家丁に類する仕事を與えられた。このような言わば專任の門生の外に、鹽商や典商などの富豪が、單に長官と個人的な接觸をもつという名目だけの門生もあり、甚しい場合は雲南提督張文煥のように、屬員をみな門生にしてしまつて自己に奉仕せしめることもあつた(硃・李衛)。  
(元年VI 19)。そして幕友は清朝の吏治に或程度の貢獻をなしたのに比し、門生は反つて弊害を生む方が多かつたようである。

官廳の長官の私人として胥吏の目付役となる者の第三は家人、または家丁である。家人には二種類あつて、一は金を出して終身の勞働、時には子孫の分までも買い取つたもので家奴とも言うべきもの、他は先方より進んで投身したもので去就の自由を保留している長隨である。故に家人の中には累世の家僕なるものもあるもので、山西大同總兵官の馬觀伯の家に家生僕人七八名あつたというものや、湖南の車鼎立の家に李・劉の二家人が父子二代に亘つて役に服したなどがその例である(硃・馬觀伯、三年I)。  
(24、邁柱、十年VIII 25)。

これら家生の僕人は次第に人口が増えるので有力者の家丁は相當の多人數に上る。湖南巡撫の王朝恩が雍正帝に對して

臣の家口はみな祖父の舊人に係り、歷年生聚し、親丁と合せて約一百六十人あり(硃・王朝恩、三年IV<sup>3</sup>)。と言つてゐるのはその例である。更に有力者に對しては長隨となる希望者が多いので家人の數は更に増える。長隨の説明は、汪輝祖の學治臆說卷上に

長隨は契買の家奴と同じからず。忽ち去り忽ち來る。事うるに常主なく、里居姓氏、ともに憑るべからず。

と言つてゐるのが簡にして要を得てゐる。この文の續きに、斯る長隨は親友や同官が推薦してくれるものだとあるが、中には民壯などの衙役から取立てられる場合もあり、また逆に武官の長隨が武職を授けられる場合もある(硃・王瓚、無年月、施廷專、六年VIII<sup>28</sup>)。そこで家奴と長隨を合せた家人の數は甚だ多くして千人にも上ることがある。既に康熙四十一年、劉子章が上疏して

臣見るに外任の官員は、妻子兄弟を携うるを除くの外、その奴婢の多きこと數百人に至り、甚しければ千餘人に至る者

あり(皇清奏議卷二四、請裁節外官家口疏)。

と言つてゐる。一口に家奴と言つても有力者の家奴は非常な權勢を振うので、その家奴の所へ家奴になりに行く者がある。

雍正初年に大將軍年羹堯が免ぜられて杭州將軍に左遷されたが、その轉任の有様は

家奴にまた家奴あり。杭に至る者、男女已に千人に下らず。後來する者尙未だその數を知らず。住む所の衙門人已に居

満し、聞くに長隨等の類を以て外城に分住せしめたり、と(硃・甘國奎、三年VII<sup>9</sup>)。

という状態であつた。更に奇妙なのは淮關監督慶元の場合で、彼には家人陳八なる者があり、陳八に跟隨する僕人に夏玉なる者があり、更にこの夏玉に小厮高大があつて、高大は夏玉を我主兒と呼んでゐる(硃・黃炳、四年XI<sup>2</sup>)。

家人の數が甚だ多いことは、同時に彼等の仕事があつて多いことを示すものである。彼等は、明代に天子の私人たる宦官が官員の存する所へ重複派遣されたように、また清代に滿洲人が漢人の官員と重複して任命されたと同じように、苟も胥吏の存する所、これに表裏して輔佐と監視を兼ねて派遣されていたのである。

家人の中で最も重要な地位は、官廳の事務の總元締に當る堂官である。全くの私人を堂官と言うのもおかしいが、權力

のある者は屢々官にあらずして官とよばれる。<sup>8)</sup> 堂官はまた總管堂官、管堂家人、管事家人、管家など稱せられ、そのことは雍正帝の耳にも入つて、雍正元年二月丙寅の直省督撫に對する上諭に

爾等任に抵り、毎に家丁をして事務を管理せしめ、號して堂官となすとかや(實錄・東華錄卷二)。

と言ひ、堂官を置くを禁止して、堂上の辦事には佐貳官を用ひ、奔走出差には衙役を用ひよと命じている。併しその實質は依然として存在したようで、長官の信任を笠にきて途方もない權力を振うことがあつた。廣東の左翼鎮の總兵官李萬倉は海陸兵を看閲するのに自ら行かずして家人を代理に出し、この家人は公然、遊擊の官と竝坐竝行し、指揮叱咤したとあり、浙閩總督滿保の家人李姓なる者が仁和縣知縣胡作柄を罵詈して辱しめ父母に及ぶ、などあるは、恐らく堂官であつたのであらう(硃・鄂彌達、十一年Ⅷ) (硃・甘國奎、二年ⅩⅩ15)。

堂官を除く家人の職務は、汪輝祖の學治臆說卷上によれば

宅門内にて事を用うる者は、司閭を門上といい、司印を僉押といい、司庖を管廚といい、宅門外にては倉に司倉あり、驛に辦差あり、みな重任なり。跟班の一項は署にありては左右に侍し、門を出ては使令に供す。

とあり、宛然一の政府を形造つてゐる。この跟班というのが、先の堂官の後身であるらしい。

上官がもし税關を管理する時は、家人は屢々胥吏と共に關口に駐在して税金の徴収を行つた。これを坐口と言う。また胥吏と共に巡查することもある(硃・程元章) (無年月)。

外に坐省を命ぜられることがある。湖北巡撫法敏の奏摺に

各屬は俱に家人等を差して省にあつて各上司の舉動を探聽せしめ、以て打點彌縫を圖る。名つけて坐省と言う(硃・法敏、三年Ⅶ27)。

かかる家人は原則としてその衣食の資を上官の支給に仰ぐのであるが、その財源とも言うべきものは數種類ある。もしも上官が武官であるか、或いは總督巡撫のように武職を兼ねた者は、家人を兵籍に列して糧を食ました。雍正帝が文官

に養廉銀を支給するようになってから、武官に對してもこのような名實混淆を避け、家人を名目的に兵とする代りに、武官の階級に従つて幾人分の空籍を認め、その糧餉を養廉銀の代りに支給した。そして家人はかかる空糧を以て養われることになつた。

家人養贍の財源は次に門包がある。上官は宅門を、上述の司閫、管門人、門上、把門家人など稱せられる者に看守させるが、上官に私的に謁見するにはここで謝金を支拂わなければならなかつた。これを門包と言うが、主として家人全體の生活資に宛てられ、なお幾分は上官も分け前をとつたと思われる。また鹽商などが長官に規例銀を贈る時、その約一割を隨禮銀、小禮銀などと稱して家人一同につけ届けをするのが慣例であつた。蘇州巡撫の陳時夏が

舊規の外に隨禮銀共に四百兩あり。臣は家人に給散して衣履の用となさしむ(硃・陳時夏)。  
(六年I 29)。

と言ひ、前述の揚州知府李繼椿の門生旋元乾は正禮一千二百兩の外に隨禮一百二十兩を添えて贈り、之は把門家人李兆元が收納している。なお家人が税關に坐口、巡查して収税に當る時は、税額に應じた規禮が手に入るが、それらは全部が個人の所有に歸するのでなく、家人一般がその恩恵に浴したようである。浙江總督の程元章が道府に關税を護理せしめた時、道府等は胥吏と家人に命じて浙江海關の關税を監収させ、正税の外に得たる飯錢は之を三分して、胥役が一股、管關家人が一股を取り、餘剩の一股は彼の衙門に送り、家人衣服の費となした、とあるのがその例である(硃・程元章)。  
(無年月)。

上述の門包、或いは規例、規禮、飯錢などと稱するものは、いわゆる陋規であつて、雍正帝はこれを整理させ、甚しいものは全廢し、已むを得ぬものは額を定めて存續させ、一たび之を公に納めて公費と名つけ、その中から官員に養廉銀を支給したのは史上に有名な事實である。養廉銀が支給されて以後、文官の家丁はこの中から衣食費を與えられるのが原則となつたことは申すまでもない。

このように幕友や家丁など、多數の私人が上官に使われるのは、更に多數の胥吏を監視するために必要なことであつたが、併しまつたその弊害も少くない。胥吏を監視すべき筈の幕友や家丁が反つて胥吏と勾通して惡事を働く例は數えるに違

がない。更に家人が多数であることは上官の個人の財政に負擔を蒙らせるのみでなく、胥吏の役得の上前をはねることに  
なり、いよいよ胥吏をして下民を剝削させる結果を招いた。そこで反つて大勢を逆行して反對の方法を用いると意外に成  
功することがある。苦勞人の汪輝祖は寧遠の知縣になつた時、幕友時代の舊僕五人を用い、一門、一印、一跟班、一司倉、  
一管廚だけに止めたといふ(學治廳 說卷上)。また梁恭辰の勸戒錄選は、卷一に葉世倬、卷三に桑金榜なる名宦の事蹟を傳えてい  
る。葉は道光初年の督撫であるが、縣令から道台になるまで家丁の人数を八人と限り、幕友と合せても赴任の際に引連れ  
る人数は十餘人にすぎぬ。小人數なれば従つて収入の分配が多く、みな小金を貯めたので貪欲なことをせぬ。衙門はいつ  
も學校のように、ひつそりとしていた。桑は貴州出身の田舎者で、嘉慶初年に安徽、望江縣の知縣を命ぜらる。親子二人  
驢馬に乗つて省に赴き、藩司に謁するに門前にて公服に着換えた。藩司は訝つて教職に落そうとしたが、按察は苦勞人な  
ので兎も角もと任地に赴かせた。彼は縣について幕友二人を雇つたが、一人は刑・錢、一人は書啓・徵・號である。僕從  
を備うにも應ずる者少く、僅に四、五人を得、合署十數人に過ぎぬ。歴任の知縣は家丁を派して胥吏を監督し、その上  
前をはねていたが、彼は家丁を派せずして一切を胥吏に任せただけで、胥吏は喜んで惡事を行わず、境内が大いに治まつた  
と言ふ。

併し實際はこんな例は極めて少く、幕友・家丁に分前をとられる胥吏はいよいよ惡事の機會を覘い、するといよいよ家  
丁の數を増しても監督を嚴にせねばならぬという惡循環が進行して行つた。幕友、家丁、胥吏、衙役など原來系統を異に  
する者が、互いに勾通する外に、胥吏は胥吏、幕友は幕友という上下の連絡が生じたことは注意を要する現象である。

獨裁君主政治の本來の立前から言へば、官員は凡て君主に直屬すべきもので、官員同志に私的な連繫を保つてはならぬ  
筈であつた。ただ職務上、下級官員は上級官員の監督を受け、指導に従わねばならない。上下の官廳の間では、この官員  
間にだけ公然たる連絡が認められる。然るに官員が親ら政治に勤めないで胥吏に事務を一任すると、下級官員は上級衙門  
の胥吏と連絡をとらなければならなくなつた。その下級官員がまた事務を自己の胥吏に一任すると、今度は下級衙門の胥

吏が上級衙門の胥吏と連絡をとらねばならなくなつてくる。その結果、官員は宙に浮いて、政治は下級から上級まで、凡て胥吏の手で決せられるようになって了う。

幕友なる者は原來はこの弊を矯めて、政治上の決定を上官の手に歸せしむべき輔佐官として發生したものであつた。されば大吏の幕友は下級官廳からの報告、申請に對して、獨自の立場から擬批を行つて官員に最後の可否決定をなさしめるのである。故に下級官員は上級官廳の幕友と連絡しなければ、申請が屢々却下される虞れがある。そこで下級官員は自己の幕友の選擇を上級官廳の幕友に依頼する風が自然に生じた。葛氏皇朝經世文續編卷二三に、何桂芳の上疏があり

各省の州縣官が任に到れば、院司の幕友必ずその門生故舊を薦めて刑名錢穀を代辦せしむ。該州縣官は其人の例案に精熟せると否とを問わず、情願して厚く束脩を出し、延請して幕に入る。ただ上下聲氣を通じ、申文の駁詰を免るるに

よりて起見するのみ。而して合省の幕友、これにより黨を結び私を營み、公事を把持し、弊端百出、枚擧すべからず

(請查禁謀。  
薦幕友片)。

と言つて居り、上から下までを通じ、官員と胥吏との間に幕友なる新しい層が生じたことを指摘している。こうして幕友が官僚組織の中に組み入れられて了うと、最早や幕友の存在の意味がなくなる。幕友なるものは嚴然たる第三者として、自由なる個人として、寧ろ義俠的な精神を以て上官を輔けてこそ意味があるが、上下に聲氣を通じた紐付きとなつては、胥吏に非ざる胥吏が出現したと異らぬ。皇朝經世文編卷二四に周鏞の建策を載せ

幕賓は案牘既に繁し。一切の片稿は半ばは(胥吏の)擬送。に由り、稍々出入をなすのみ(上玉撫)。

(軍讖)。

と言つているが、擬送とは擬批送籤の約であつて、これで見ると幕友は胥吏の原案を上官に取次ぐに過ぎなくなつてゐるのである。(9)尤もこれらは雍正年間から餘程後世になつてからの話であるが、雍正當時から既にかかる風潮の存したことは、乾隆元年、吳應棻の上疏に、一省の幕友が坐省幕賓なる者の主持の下に朋黨を造り、郡縣に散布して線索相通じてゐると指摘している所によつても察せられる。更に紀昀の閱微草堂筆記卷十八に、四救先生の話載せてゐる。これによると

幕友の間には相傳の口訣がある。曰く、生を救い死を救わず、官を救い民を救わず、大を救い小を救わず、舊を救い新を救わず、の四救である<sup>14</sup>。これはそのまま官場の弊風であるが、幕友は本来は官場の習氣に染まぬ新鮮な要素として歓迎された筈であるのに、既に雍正年間から官場化する傾向があり、年が下ると共にそれが甚しくなつたと見られるのである。

#### 四 陋規 と 養廉

清朝の制度で官廳の官員は俸祿を支給され、衙役は工食銀を與えられ、合せて俸工銀と稱せられる。尤もこの俸工銀は恐らく國初から雍正の初年まで全部を天引きして捐納することになつて居り、それが一省の公費を賄うために用いられていた。雍正三年に俸工銀の捐納が禁ぜられ、官員は俸祿を、衙役は工食銀を受取るべく命ぜられた。ただ衙役の工食銀は極めて少く、一年に銀十兩前後であるが、それでも本人が若し單身であるならばこれで暮して暮せぬわけでもない。官の俸祿は官品に應じて一品百八十兩、二品百五十五兩から以下遞減して八品の四十兩、九品の三十餘兩に至る。官員は家族の外に家人を多數養わねばならぬので、若し全額を支給された後もこれだけでは到底暮して行けない。そこで雍正帝は勤務手當とも言うべき養廉銀を文官に與えることにしたが、その仕途は自己の家族費、幕友に對する謝金、家人への給與その他にも多様な費用を含むとは言え、先ずはこれで一應個人生活のめどが立てられたと言ふべきである。ところが不思議なことには、中間の胥吏については、ついに明白な立法的措置がとられていないのである。併しながら胥吏と雖も人であり、且つ概ね家族を有しているのので、無収入で暮せる筈がない。然らば胥吏は如何なる収入を収入としていたであらうか。胥吏の生活の資はこれを一口に言えば陋規に頼つていたといふことが出来る。陋規には廣義の意味と狹義の意味とがあり、廣義では、凡そ公人が公務に關し、法律で定められた給與以外に獲得する一切の収入を指すものである。だから俸工銀が捐納されていた時代には、官員の生活も凡て陋規に頼つていたと言ふことができる。事實、田文鏡はその奏摺の中で河南巡撫任内、一年にある所の各項の陋例は二十萬兩に下らず(株・田文鏡)。  
三年 I 24

と言つてゐる。養廉銀は實にこの陋規（＝陋例）を整理し、一たんこれを公に歸した後に改めて公然と分配されたものに過ぎない。そこで養廉銀が支給されるようになって以後、陋規なる名は養廉に相對して用いられ、官員が養廉銀以外に染指した時にこれを陋規とよぶようになった。但しこれは官員の場合であり、正規の手當を貰わぬ胥吏の場合にはそのままには當てはまらない。

抑も養廉銀を含めて、官員や胥吏が入手する陋規は、人民が政府に租税を納める際に附帶して徴収される附加税から出ている。いつたい中國の税制は古來、入るを計つて出するを制す、の主義であり、一度定めた税則は減多に變更しない。そこで經費が不足すると附加税の形で取立てる。これが年代を経るに従つて幾度か重ねられ、附加税にまた附加税がつくという経過を繰返すのである。雍正の初年には凡そ三重の附加税が成立していたようである。それは當時行われた附加税を整理して見ると、正税に對して十分の一を基本としたもの火耗と、更に正税・火耗兩者について百分の一を基本としたもの餘平と、更にその外にあるものと、凡そ三段階が存することによつて知られる。

先ず租税の大宗をなす地丁錢糧について、その何割かを附加税として徴収するものがあり、これは普通に火耗、耗羨などと稱せられた。尤も何割何分、或いは何割何分何厘という風に端數でかけられることがあるが、それは凡て正税に對して第一次的にかけられるものである。一割のことを加一、二割ならば加二、一割五分ならば加一五という風によぶ。

ところがこの外に、正税と耗羨を合せたものに更に何パーセントかの第二次の附加税が課せられることがあり、之を平餘、餘平、平頭、併頭、加平、短平、掛平、積平、また贏餘などと稱した。逆に支出の際に幾分かを差引くのを扣平と稱する。雍正帝が陋規の整理を命じた時、この平餘銀を耗羨銀の中へ組み入れた省もあつた。田文鏡は河南布政使として從來正耗の外に、更に正耗百兩に對して一・八兩の平頭銀（贏餘銀）があつたのを禁止して耗羨だけを徴するに止めしめ、更に河東總督として山東省を支配するに至ると、矢張り正耗の外にあつた百分の一の平餘銀を禁止し、加一六の耗羨だけを徴取させた（硃・田文鏡、二年）。

（V12。八年IV27）。

然るに山西省では耗羨歸公の後も平餘銀が依然として存在したことは、山西巡撫石麟の奏摺に

晋省の民間、錢糧を完納するに整數にて完納する者少く、或いは數錢、或いは數分と、零星に上納する者多し。州縣折封し數十畝の秤を以て収め、併せて百兩一平の彈兌を作す。其中に多餘なからず。之を併頭と言う。これ原より額外の加耗にあらず。亦重賦秤収の致す所にあらず。乃ち零収して總兌し、自然にしてあるの贏餘なり(中略)。各屬錢糧を徵収

するに百兩毎に、原定火耗の外になお餘出の併頭銀二兩あり(硃・石麟、六年II<sup>2</sup>)。

とあるによつて知られる。そして石麟がこれをも公に歸して藩庫に送ることを請いたるに對し、雍正帝は不可とし、従前通り州縣に存留して雜費に使用せしむべきことを命じている。これ耗外の耗とも言うべき平餘銀が、耗羨歸公の後においても存在を認められた一例である。

正税に對する附加税は、火耗から餘平までは大體において公認されたものであつたらしい。それは火耗は官員の費用に、餘平は胥吏の費用にと、概ね使途が定まつていたからである。そこで雍正三年火耗歸公以後、もし省によつて餘平が禁止された所があつても、それは餘平が火耗の中に織りこまれていたと見るべきである。

さて州縣で正税火耗以外に人民から徵収された餘平銀の一部は、正税火耗が布政司の藩庫へ送られる時に、布政司の胥吏に對する贈與、いわゆる飯食銀として支出された。雍正七年、四川布政使趙弘恩の奏摺に

各州縣より布政司に解する條糧(II丁賦田賦)は百兩毎に先には伊等(II布政司胥吏)に對する飯食銀六錢あり。査するに州縣が糧を収めし時の積平銀兩より出するに係る(硃・趙弘恩、七年IV<sup>24</sup>)。

とあり、布政司胥吏に對する飯食銀が廢止できぬものである以上、餘平銀の存在は實質的に承認せざるを得ないわけである。

然るに布政司では州縣から現銀を受取る時に再び餘平を要求した。抑も州縣が人民から現銀を徵収する時には零細な小粒を受取るから吹替えの爲の目減りとして餘平銀を添加させるのは名目が立つが、布政司は既に州縣で百兩一錠に吹替え

た馬蹄銀を受取るのであるから、更に目減りを要求するのはおかしい筈である。併しそれには又それなりの必要があつた。それは更に上級の督撫の胥吏と、中央政府の部科の胥吏に飯食銀を送らねばならなかつたからである。そして布政司が州縣に要求する餘平銀はずつと比例が少くて、千分の一臺である。浙江布政使高斌の奏摺に

臣の衙門が錢糧を収兌するに、百兩毎に餘平二錢、餉費二錢あり(硃・高斌、六年VI6)。

と言ひ、右の中の餉費は實際に現銀を運搬する費用であるうが、千分の二の餘平は上級衙門の胥吏の飯食銀に使うためである。そのことは四川布政使趙弘恩の奏摺に

查するに臣は在任三月、積出平頭銀四百九十一兩零あり。内に院(〓督撫)吏に支給したる奏銷飯食紙筆、共に銀二百四十兩零にして、餘銀は後任の呂耀曾に交與して以て地丁奏銷の際の部書飯食の用に湊支するに備えしめん(硃・趙弘恩、七年VIII24)。とあるによつて知られる。

このように布政司が州縣に要求する餘平銀は、州縣の火耗から出たか、州縣の餘平から出たか判明しない。併し火耗歸公の後においては、それは州縣の餘平から出るより外はなかつた筈である。されば州縣の餘平はその相場が大體において百分の二前後と定まつていたに拘わらず、實際は百分の三・四に上つたらしい。それは雍正十三年蔣炳の疏に

花戸の納銀に至りては、俱に部平に照して火耗を加増して交納せしむ。而して州縣にて拆封するに、毎に短平の名色を借り、空袋に硃標して每兩につき輕平三四分不等と填註し、心腹の胥吏を任用し、立どころに花戸を押し添補せしむ(皇清奏議卷三二・請、禁州縣徵糧之弊疏)。

とあるによつて知られる。このように上の方で定めた額と下の方で實際に取つてゐる額とは違う場合が多く、上の方で自然にできた贏餘だと思ひこんでいると下の方では實際にはそれ以上にちやんと額を定めて取つていたりするのである。前述のように大體餘平までが黙認された附加税であり、それ以上の場合、人民から取ることを私派、科派と言ひ、別に名目をたてるとそれが陋規とよばれる。この場合の陋規は、言わば最も狹義に用いられた陋規である。そしてこれは地丁銀以

外、關稅などの場合においても同様である。例えば江西巡撫の謝旻の奏摺に

兩關の平餘銀兩は、正稅贏餘兩項につき歸併彈免して多出せるの數に係る(中)。又關役に給與するの陋規あり、名すけて神福となす。毎年二千餘兩あり(硃・謝旻、十一年I 18)。

の如きがその例である。そこで繰返して言えば養廉銀を貰わない胥吏の場合、大凡そ餘平銀から出る飯食等の線までは承認されるが、それ以外が陋規と稱せられるわけである。

然らば胥吏は飯食銀で生活するのが原則であるが果してそれで十分に日常費が賄えたであろうか。これには各級の衙門について別々に考察を加えなくてはならない。先ず第一には中央政府の胥吏である。便宜上その中で最も重要な六部の胥吏を取上げる。中でも戸部であるが、戸部胥吏は前述のように現銀を収納する時に飯食、或いは添平銀と稱するものを受ける外、地方で費消した錢糧を認可する奏銷の手數料として、やはり紙筆、飯食など稱する銀の贈與を受け、此等を總稱して部費と稱した。雍正帝は即位匆々にこの部費の整理を思い立つた。即ち雍正元年正月甲午の上諭に

各省錢糧を奏銷するに、地方の正項及び軍需を除くの外、其餘の奏銷項内、積弊甚だ大なり。若し部費なければ冊檔分明なりと雖も亦、本内の數字の互異を以て、或いは銀數幾兩の符せざるにより、往來駁詰し、一たび部費あれば、たとい錢糧百萬を糜費するも亦奏銷を准す(實錄・東華錄卷二)。

とあり、かかる部費整理のために新たに會考府なるものを立て怡親王に命じて辦理せしめた。然るに各省督撫の中にはこの會考府に向けて賄賂を送つてくる者があり、それを知つて雍正帝が激怒しているが、この時に裁革した部費は、實は部費の一部分で、陋規と稱せらるべき部分であつた。彼は雍正二年十月癸巳の上諭において自ら言う。

凡そ事は部費を講ぜざれば結案する能わず。各衙門の書吏は勢いとして汚腹事を辦すること難ければ、酌量して稍々紙筆飯錢を給するは理において猶お遠慮なきなり。何ぞ費すこと盈千累萬に至るを得んや(實錄・東華錄卷五)。

部費は戸部のみならず各部に存した。刑部については浙江按察使甘國奎の奏摺に

刑名の部費に至りては原と以て刑部書辦の紙費飯食の需に供するなり(硃・甘國奎、二年XI24)とあり、工部については、田文鏡の南河工費の奏銷についての奏摺に

銀一兩を開銷する毎に、部胥に飯食銀を支給すること、五分より起り七分に至つて止む(硃・田文鏡、二年XII15)。と言ひ、之に對して雍正帝は硃批を與え

部胥に従前の如く飯銀を與えんとする汝の所見は是なり。朕は斯に類する舊例として應に給すべきの項の爲に言うにあらざるなり。

と言つている。されば中央政府六部の胥吏はいわゆる應得の部費で生活するのが原則であり、その額は相當豊富であつたことは別に言うを要せぬであらう。

次に督撫二院と、布按二司との所謂封鎖衙門の胥吏であるが、これは前述のように下級衙門から順次に上級衙門へ餘平銀、或いは飯食銀という名で正額の外に餘分の額が送り届けられるので、其中から手當を分配される筈である。特に飯食銀というのがともと胥吏の手當という意味であつて、正に衙役の工食に對する言葉であつた。然るにこの飯食銀も次第に官員に捲き上げられて、全部が胥吏の手には入らなかつたらしい。<sup>四〇</sup>そこで胥吏は自分自身で新たな財源を見つける。それは取りも直さず陋規を需索することである。そして年代が下ると共に陋規の名目が多くなつて來た。この陋規は一度上官の手に入ると、そのまま上官に着服されてしまふ危険があるので、胥吏の隠し金として陋規が徴収され、またそれを容認して貰うために、官員を素通りして上級衙門の胥吏に陋規を送るといふ傾向を生じた。これは既に雍正年間の河東總督田文鏡がその奏摺内に於て指摘する所である。

其の司府衙門の飯食・敲平・看色・寄庫より、以て解銀・發銷等項に至る(の陋規)は、之を州縣に派し、州縣の胥吏は又之を里民に派し、一を以て十を派し、各自に分肥す(硃・田文鏡、七年III6)。

とあり、また乾隆元年の上諭にも

凡そ錢糧を徵解するに、上司の書吏は輒ち州縣の書吏に向つて費用を索取し、因て縣吏は司費・紙張の名色を假借して花戸に派索す(光緒會典事例卷一 四六・書吏承充)。

と言つてゐる。雍正帝は各省の官員に對して從來の陋規を收受するのをやめ、火耗を整理して養廉銀を給するよう指令したが餘平以下を徹底的に整理して胥吏にも養廉を支給するまでには手が廻らなかつた。蘇州布政使の高斌が奏摺中で藩司各房の書辦人等は、舊日一切の事件に俱に陋規ありたり。若し嚴に禁革を行わば恐らくは別に事端を生ずるを致さん。臣は俱に數目を酌減し、その收受するを准し、惟だ嚴禁して招搖撞騙、舞弊勒索するを許さず(硃・高斌 七年 XI 4)。と言つたのに對し、雍正帝の硃批には

此の如くにして其の肯綮を得たりと言うべし。甚だ嘉す可きに屬す。

と答へてゐる。また彼が陳世倌に與えたる硃批には

惟だ適中を貴ぶ。一應の陋規に至りては、理に合せざる者は自ら當に裁革すべく、其の向來相沿いて日久しく大害なき

者は亦、一時の名譽を沽いて盡く除去を行うことを得ざれ(硃・陳世倌 二年 VIII 24)。

と諭してゐる。ところで硃批諭旨中に、上官が書吏に飯食、或いは鹽菜銀兩を支給したような記事が所々に散見するが、もしそれが毎月百何十兩、一年千數百兩の程度に止まる場合は、封鎖衙門における封鎖中の胥吏に對する食費であると思われる。<sup>(四)</sup>何となれば一衙門に二、三百人の胥吏があり、夫々家族を市内に持つてゐる者に千兩位を分配しても何の役にも立たぬ筈だからである。これは雍正帝の次のような

督撫藩臬の衙門は近來、一體に關防封鎖を経て出入を許さず。而して日用の供給は仍お伊等の自備に係らば、毎に取送出入の時に於いて細字を密畫して巧みに關節を通せん。書吏供給の一節は毎年計費多きなし。朕は督撫藩臬に於いて皆厚く給するに養廉を以てせり。即ち些微を捐して以て書吏を贖わし弊端を杜さしむるは亦事の行らべき者に似たり

(雍正上諭・十一) 年八月二十五日)

という趣旨に副うて實施された手段と思われる。

こうして胥吏は陋規に頼つて生活することが默認され、そのために無礙陋規という言葉すらあるが、無礙は直ちに有礙に轉じ易く、それを官員から摘發されないようにと、胥吏の間に上級から下級まで一連の脈絡が生ずるに至つた。前述した搾取の關係は同時に保護の關係でもあるのである。侯方域の議に

吏胥の罪ある者、縣之を發覺すれば則ち府に入り、府之を發覺すれば則ち道に入り、道之を發覺すれば則ち院に入る。

院に至りて人敢て復た向の爲す所を問わす(皇朝經世文編卷二四・額吏胥)。

とあり、更に之を受けて孫光祀は

外省に在りて罪蹟已に著わるれば、則ち京師に潜入す。衙門益々尊くして、益々此の若き輩の藏奸の藪を成す(皇朝經世文編卷二四・衙蠹宜剔其源疏)。

と言つてゐる。

胥吏の上下を通じての連絡が完成すると、上級衙門の胥吏は、今度は下級衙門の官員を虐待することが可能になつた。

雍正帝が王士俊の言をそのまま引用して下した上諭によれば、廣東における總督衙門の胥吏は雍正年間に於いてすら既に承緝の吏目・典史・巡檢等の下級官員から、院房年節禮なる陋規三・四十兩を要求し、もし意に満たなければ總督の許に伺候に出た所を拘留して歸任させなかつたという程であつた(雍正上諭・八年三月一日)。

胥吏の威權はそのまま弊害にも通ずるので、流石の雍正帝も胥吏に對する取締りには自信がもてなかつた。ただ地方の大吏に信頼して、餘りに甚しい横暴を制肘させるのが關の山であつた。廣東布政使王士俊が督撫の胥吏衙役の横行を雍正帝に訴え、諭旨を下して嚴飭を通加されんことを請をうた時に

奏する所は未だ嘗て是ならずんばあらず。朕は姑く諭一道を發せんも、恐らくは亦無益に屬せん。治人ありて治法なき

なり(硃・王士俊)。  
八年12

と慨歎しているが、その根源を押し極めれば、胥吏に對して法制を以てその生活費を支給することの出来ぬ、政治力の貧困と同根から發した病症に外ならぬ。そして清朝でも時代が下ると共にその弊害が一層甚しくなる傾向があつた。

## 五 雍正以後の胥吏對策

清朝の記録を見て行くと、雍正帝以後、天子の代の替る毎に胥吏取締りの命令が發せられているのを見る。乾隆元年のもの是最も長文で且つ堂々としているが、之は雍正帝の胥吏對策があまり有効でなかつたことを物語る。而して乾隆帝の新命令も一層効力が弱かつたことは、嘉慶帝の即位四年の胥吏取締りを命じた上諭が之を明かにしている。嘉慶四年は即ち乾隆上皇が歿して帝が親政を行つた年に外ならぬ。併しその嘉慶帝も空しく前代の失敗を繰返したに過ぎなかつたことは、この間に胥吏を含めた官場の風紀は一層問うべからざる紊亂に陥り、道光帝の即位を機會に一種の改革運動が擡頭したことがこれを物語つている。

獨裁君主制の下にあつては君主の交代は言わば一種の小革命である。心ある官僚はこれを機會に政治の一新を希うのであつて、道光帝が即位すると即時に、次年の改元を待たずして一つの新政策が着手された。即ち嘉慶二十五年九月甲子に一道の上諭が下されたが、之によると嘗て雍正年間に官員が養廉銀を支給され、それ以外に陋規を取めることを禁ぜられたが、その後、年が立つにつれ此の制度は有名無實となり、大小の官員は悉く陋規を取り、また陋規を取らねばやつて行けぬようになつてきた。そこで各省の督撫は陋規を審査して誠に已むを得ざるものを存留して辦公の費となし、その他を一切禁絶すべし、と言ふにある。この新政策の猷議者は軍機大臣の英和であつた。

上諭中に當時の官僚が養廉銀以外に陋規を貪るに至つたことを指摘しているが、こうなつたのには理由がある。それは一方には銀價の下落と物價の騰貴とがあり、一方には生活程度の向上と、奢侈の流行とがある。それと共に生活費も膨脹したので養廉中から支出すべき幕友費の如きも、

今刑名錢穀の二賓において、歲饋必ず二千金を得んとす。官の養廉もこの數に過ぎず。其の他の日用は此の内にあらず  
(葛氏皇朝經世文續編卷)  
 (二三、楊象濟擬策七)

という状態となつた。雍正帝の養廉政策は事實上崩壊していたので、道光帝は改めて之を建直さなければならなかつたわけである。

ついで五日の後、九月己巳の上諭には更に前言を敷衍して、上は國體を傷つくるなく、下は悉く輿情に協うように慎重に處理するよう重ねて命令を發したが、朝臣の中には公然と之に反對の上奏をなす者が相いついだ。反對する論據は、陋規は名の如く朝廷の認めぬものではあるが、併し實際の必要上收受するものである。ただ公式に承認しないで陋規として黙許しておくためにその弊害は極端に至らない。若し之を一たび公認すれば何處まで行くか、底止する所を知らぬであらう。公認した以外を嚴禁すると言つてもそれは果して守られるかどうか疑わしい。結局こういうことは朝廷の方から干渉せず、臭い物にはそつと蓋をしておくのが最も賢明で無難なやり方だ、と言うにあつた。反對論があまりに強盛なので、これに壓されて道光帝は十二月乙未、改めて上諭を下し、陋規整理を中止することにした。曰く、諸臣の反對論を聞けば誠にこの事は、ただに民生に益なきのみならず、抑も且つ國體を傷くるあり。既にこの事が明白となつた以上、朕は飾非文過の主にあらず。率直に自己の過ちを認めなければならぬ云云、とあつて、但し英和の建言は惡意あつてのことではないので深くは咎めないが、ただ世間を騒がせた責任によつて軍機大臣の職務だけを免することにした。そして翌日丙申の上諭では反對論の急先鋒たる孫玉庭等を嘉賞する言葉をのべている。

この事件の経過は何とも言えぬ後味の悪いものであつて、孫玉庭等の筆法で行けば、雍正帝の養廉銀制度も國體を傷けること大なりと言わねばなるまい。事實は雍正帝時代には何とかそこまでは爲し得たが、道光帝の時には同じことをもう一度繰返す政治力を持たなかつたのである。同時にこの事は清朝は全く惰性によつてのみ存續する無能無氣力な政權に墮していたことを示すものである。

我々にとつて興味があるのは、この事件には更に後日譚があることである。軍機大臣英和が天子交代の際に、雍正帝の先例をもう一度繰返すことを望んだのは、官員も胥吏も陋規を貪る實際の弊害が既に堪えきれぬ所まで進んでいたからであつた。餘事は扱て措き、南方よりの漕運は若し圓滑に運営されなければ、京師が饑餓に陥る虞れがあるが、この漕運をめぐる積弊に甚しいものがあつた。道光元年、先に陋規整理に反対した孫玉庭自身が、八成収漕の議を唱えたが、之は漕米の徴収に八割の陋規を許し、それ以上の使費の需索を嚴禁しようとするものであつた。然るに今度は彼の議論も前と同様の反対論に遇い、八成と言つてもそれは有名無實になるから額を定めて公認するのはやめた方がよいというに落付いた。これも歴史の動きにおける大きな皮肉である。

更に續いて御史余文銓が奏摺して、部費を革除せんことを建議した。抑も中央政府の六部の胥吏が地方衙門から部費を徴収するの弊は早くから指摘される所であるが、清朝の政治力が貧困に陥れば陥るほど、六部の胥吏は横暴を加え、部費は益々陋規の色彩を強くしてきた。馮桂芬の言う所によれば六部の中でも吏兵戸工の四部が最も甚しく、四部の部費は合して年に千萬を下らず、胥吏の數も每部千人を下らぬが、その渠數十人が之を壟斷して、車馬宮室衣服妻妾の奉、王侯に等しという状態であつたと言ふ(葛氏皇朝經世文續編) 卷二二・易吏胥議。

御史余文銓の上奏はこの部費の吸い上げに伴う政治の腐敗を指摘して、その禁止を請うたものであるが、別に禁止後の代案を述べていなかつたらしい。道光元年十月庚戌、天子はこの奏摺に基ずいて上諭を下し、奏する所是なりと賞め、以後部費を取つたり送つたりした者があらば、督撫より查明して嚴重に懲辦せよ、と命令しているが、これ程滑稽な命令はない。部費は督撫下の胥吏が、督撫の業務遂行に必要なために六部へ送るものだからである。

ただ考えねばならぬのは、こういう上諭が形式だけでも發せられたという事實である。清朝では上下大小の各衙門には凡て下層に胥吏が存在したが、唯一の例外は軍機處である。軍機處には大臣の下に章京があり、章京には若手の有能な官僚を選抜して任命し、胥吏を用いずして書記の事務を親ら遂行せしめた。従つて章京は名文家であるよりも速筆家たるを

要した。故に上諭を發するには胥吏の手を經るを要せず、軍機處は胥吏制度の上に超然たることが出來た。後に清朝末年、外務部以下の新衙門が創設された時、何れも範を軍機處に取つて胥吏をおかず、斯くして大勢は次第に、特權化した貴族の胥吏制度全廢の機運に向うことができたのである。そして、この軍機處こそ、外ならぬ雍正帝の發意によつて成立したことを思えば、清朝政治史の上における雍正帝の殘した足跡は洵に偉大なるものがあつたと言わねばならぬ。

## 補註

- (1) 胥吏の人数について。皇朝經世文編卷二四、侯方域の額吏胥に、  
 今天下大縣。以千數。縣吏胥三百。是千縣則三十萬也。とある  
 は明末清初の状態である。侯方域は萬曆四十六年に生れ、順治十一年に卒している。然るに葛氏皇朝經世文編編卷二二、游百川の請懲治貪殘吏胥には、吏胥本有定額。乃或貼寫。或掛名。大邑每至二三千人。次者六七百人。至少亦不下三四百人。とあり、これは清末の状態である。游百川は清史稿列傳二一〇に傳あり、同治元年の進士である。
- (2) 經承の名稱。州縣衙門でも胥吏頭が經承とよばれたことは、光緒會典事例卷一四六、乾隆元年上諭中に、直省州縣衙門。經承之外。必有貼寫、とあるにて知られる。經承とは恐らく四川巡撫憲徳の奏摺に額設經承制差承（硃、六年I 22）とある經制差承を約したものであろう。
- (3) 貼寫について。光緒會典事例卷一四六、嘉慶十六年上諭に、至貼寫一項。俱由書吏雇覓。とあり、此に言う書吏は即ち經承である。貼寫に種々の階級があつたことは、服部宇之吉博士、清國通考第二編に興味ある記事がある。
- (4) 胥吏の援納について。皇朝經世文編卷二四、儲方慶の馭吏論に、  
 若吏胥之役。不過入數十金數百金之貲於官已耳。とあり、これは國初の捐納額であろう。儲方慶は康熙三年の進士である。援納が廢された後でも地方により、胥役の參役の際、參費と稱して長官に陋規を納める場合があつた。その金額は地位によつて異なるが、雍正時代には凡そ三百兩前後であつた（硃、陳時夏、五年IV 4、傅泰、七年IX 19）。
- (5) 胥吏の捐納。會典事例には見えぬが、陳時夏の奏摺に、竊照定例。各衙門吏攢。歷事五年役滿。情願捐納者。捐銀選職。其無力捐納者。俱令赴部考試（硃・五年閏III 7）とある。
- (6) 書識の職務。中國各地の言語の發音が統一されていぬことは、政治上でも重大な障害であつた。楊永斌の奏摺に、粵東土子。不諳官音。とあり、この際に書識が文武衙門に用いられて通事の役目を果したことに注意すべきである。石雲倬の奏摺に、福建地方のことを述べ、閩省文武官員。不習本地鄉音。全憑書識傳察。上情不及下行。とある（硃・楊永斌、十年V 27、石雲倬、六年IV 26）。
- (7) 清代の奴僕について。このように主僕關係がわけもなく、いと無雜作に成立するのは、奴僕が既に古代の奴僕でなく、主從關係もまた既に封建關係ではなくなつてゐることを示すものであ

る。殊批論旨に現われた買身契約の価格は甚だ低く、時には身價不過二三兩。契單填一十餘兩(殊・王士俊、十年IV3)の如き、また呂宋の西洋人が廣東佛山鎮にて女婢一口を十五兩で買った(殊・鄂彌達、十年I16)などの例あり、當時衙役の工食は六兩乃至十五兩であつたから、一人の身價が一年の勞賃と等しかつたことになり、また漢代の奴隸の身價と殆んど變らなかつたとも言える。かかる現象の根柢には利害によつて集散する一種畸形的な資本主義的雇傭關係があるので、寧ろ困難な就職問題、失業問題の面から考察すべきものであろう。

(8)官にあらざる官。官にあらざるものを官と稱するのは古くからある習慣で、唐宋時代の孔目官の如きがその例である。清代にも堂官の外に、王士俊の奏摺に見える、督撫衙役。有承舍旗牌等名色。各役自號爲差官。督撫給票差遣。票內亦寫差官某人字樣などの例がある。

(9)擬送について。光緒會典事例卷一四六、乾隆元年の上諭に、又聞司院衙門。凡州縣申詳事件。每先發各房書吏。擬。比送。籤。とあり、擬送は擬。比送。籤の約であらう。

(10)四救先生について。救生不救死とは、生者と死者とが關りあいたる時、例えば殺人嫌疑などの場合、既に死したる人は放擲して省みず、専ら生ききたる人の罪を軽くせんと努める。救舊不救新とは任を去りし官は罪を受ければ挽回の道がないので之を救い、新任官はたとい虧空などを引繼いでも在任中の手腕で取返し得るので後廻しにしてもよいという考である。その他は説明に及ばないであらう。

(11)飯食銀の使途について。飯食銀はもともと胥吏の飯食の用に供

するためであるが、官員がその上前をはねるようになった。宋錡の奏摺に、晋省解刑部官吏飯銀二千兩外。州縣私出銀十兩。共千五十兩。交付提塘。運送部內。爲書辦紙筆之費(殊・宋錡八年VIII20)とあり、また孔毓珣の奏摺に、南河各廳。從前原有工部飯食一項(中略)。此項飯食銀兩。係部堂司官。作爲養廉之用(殊・孔毓珣、八年I10)などの例あり、外省においても同様胥吏の飯食は官員に侵蝕されたであらう。

(12)封鎖中の胥吏の食費。蘇州布政使高斌の奏摺に、臣養廉一萬兩內。一年賞給衆書辦銀一千兩。按月散給。とあり、また岳濬の奏摺に、巡撫衙門。每年於耗羨項下、支撥胥吏鹽菜銀。每月百二十兩。此係舊例相沿。以供各吏飯食之用などあるのがこれであらう(殊・高斌七年XI4、岳濬六年XII25)。

〔附記〕本研究および本號掲載の各研究は、昭和三十二年度文部省科學研究費の交付によつて行われた雍正時代史研究の成果である。

**The Clerk and the Private Secretary in  
the Ch'ing 清 Dynasty**

*Ichisada Miyazaki*

With a view to checking corruption and high-handedness of the Government clerks or lower classes of officials, the Ch'ing Government adopted various measures from the very beginning of its rule; for example, the system to shift officials at the Government agency every half year, and the isolation system, which was adopted at such upper agencies as the Governor-Generals', Inspector-Generals', and Administrator-Generals' offices to make the clerks reside in the compound of office and keep them out of contact with the outside. In the reign of Emperor Yung-chêng 雍正 the isolation system became practised even at the Provincial Governments. The practice of local officials' presenting confidential reports to the emperor resulted in enhancing the position of their private secretaries and in checking arbitrariness and high-handedness of the clerks. Besides those private secretaries personal servants were often in a position to watch the clerks. One of the largest defects with the clerk system was that the clerks were not on the Government's regular pay-roll. They depended upon a kind of extra tax levied on the sum of regular and additional taxes, but they went so far as to extort various kinds of bribes from the people. The spread of bribery, which was rapidly increasing after the reign of Yung-chêng, tended to accelerate corruption in the administrative system of Ch'ing.

**Sino-Japanese Trade during the Reigns of Emperors  
K'ang-hsi 康熙 and Yung-chêng**

*Tomio Saeki*

It was a practice from the beginning of the Ch'ing dynasty to pay